

# 介護老人保健施設リバーアイースト運営規程

## (介護老人保健施設)

### 第一章 施設の目的及び運営方針

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人積善会が開設する介護老人保健施設リバーアイースト（以下「施設」という。）が実施する介護保険施設サービス（以下「施設サービス」という。）の運営管理に必要な事項を介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及びその関係法令の基準原理に基づき定める。

#### (運営方針)

第2条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### (施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 リバーアイースト
- (2) 開設年月日 平成12年3月23日
- (3) 所在地 神奈川県小田原市永塚344-1
- (4) 電話番号 0465-42-8006 FAX番号 0465-42-8009
- (5) 管理者名 松本 正和
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1452380020号)

## 第二章 職員の定数、職種及び職務内容

### (職員の職種、員数)

第4条 施設の職員の職種、員数は、次のとおりとする。

#### 常勤換算

1 管理者（医師兼）	1名
2 医師	1名以上
3 看護職	8.5名以上
4 介護職	21.5名以上
5 支援相談員	2名以上
6 介護支援専門員	1名以上
7 理学療法士又は作業療法士	1名以上
8 薬剤師	0.3名以上
9 栄養士又は管理栄養士	1.3名以上
10 事務員	1名以上
11 副施設長	1名

### (職務の内容)

第5条 職員の職務の内容を次のとおりとする。

- 1 施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。
- 2 医師は、施設入所者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
- 3 看護職は、医師の指示を受け入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 4 介護職は、医師の指示を受け入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 支援相談員は、入所者・家族などの相談に応じ、同業務を行う。
- 6 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- 7 作業療法士及び理学療法士は、医師の指示を受け入所者などに対する機能訓練業務を行う。
- 8 薬剤師は、医師の指示を受け調剤業務、薬剤管理、入所者への服薬指導を行う。
- 9 管理栄養士及び栄養士・調理員は、医師の指示を受け栄養、給食業務を行う。
- 10 事務員は、施設における庶務及び経理などの事務を行う。
- 11 副施設長は、施設の業務を統括し執行する施設管理者を補佐する。

## 第三章 入所者等の定員

### (定員)

第6条 施設の定員は、入所90名（うち認知症専門棟46名）とする。

## 第四章 入所者に対する介護保健施設サービスの 内容及び利用料その他の費用の額

### (勤務体制の確保)

第7条 施設は、入所者などに対し適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

#### (入退判定委員会)

- 第8条 施設には入退所判定委員会を置く。
- 2 判定委員は、管理者、医師、支援相談員、介護支援専門員、看護主任、介護主任、理学療法士又は作業療法士、栄養士で構成する。
  - 3 判定基準は別に定める。

#### (定員の遵守)

- 第9条 施設は療養室に定員を超えて入所させてはならない。又、療養室以外に入所させてはならない。

#### (受給資格等の確認)

- 第10条 施設サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者の資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

#### (施設サービス内容の説明と同意、契約)

- 第11条 施設は、施設サービス提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者の施設サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書・契約書を交付して説明を行い、施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得る。
- 2 施設は、施設サービスを利用するための契約が成立したときには、遅延なく前項の書面を交付する。

#### (入退所)

- 第12条 施設は、その身体の状態及び病状に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
  - 3 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者の入所に際しては、そのものの病歴・家族状況などの把握に努める。
  - 4 施設は、入所申込者の病状が重いため施設への入所が不適当であると認めた場合には、適当な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
  - 5 施設は、入所者の身体の状況及び病状に照らし、定期的に入所の継続の要否を判定する。
  - 6 施設は、入所者の退所に際しては、本人及びその家族に対する適切な指導を行うとともに、退所後の担当医師に対する情報の提供、通所リハビリテーションの提供及び保健サービス又は福祉サービスなどを提供するものとの連携に努める。
  - 7 施設は、入退所の判定にあたって入退所判定委員会の協議により対応する。
  - 8 次の場合には退所の措置をする。
    - ① 施設側で退所が可能であると判断したとき
    - ② 入所者から退所の申し出があり、しかも家庭復帰が適当であると施設が認めたとき
    - ③ 入所者が無断で退所し、復帰の見込みがたたないとき
    - ④ 入所者が病気治療の必要が生じたとき
    - ⑤ 入所者が死亡したとき
  - 9 施設の管理者は、入所者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示・指導を行い、更にそれに従わないときは、入退所判定委員会の協議を経て、さらに保証人の承認を得て退所させることができる。

#### （要介護認定の申請に係る援助）

- 第13条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

#### （入退所の記録の記載）

- 第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該入所者の被保険者証に記載する。

#### （入所者に関する市町村への通知）

- 第15条 施設は、施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を該当入所者等の居住地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に通知する。
- 1 退所が可能と認められるとき。
  - 2 鬪争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したと認められたとき。
  - 3 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - 4 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

#### （診療の方針）

- 第16条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 1 診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断をもととし、療養上妥当適切に行う。
  - 2 診療にあたっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。
  - 3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者などの心身の状態を観察し、高齢者の心理が健康に及ぼす影響を充分考慮して心理的な効果をあげができるよう適切な指導を行う。
  - 4 常に入所者などの病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、本人又はその家族などに対し、適切な指導を行う。
  - 5 検査、投薬、注射、処置などは、入所者などの病状に照らし妥当適切に行う。
  - 6 特殊な療法又は新しい療法などについては、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
  - 7 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者などに施用し、又は処方してはならない。

#### （必要な医療の提供が困難な場合の措置等）

- 第17条 施設の医師は、入所者の病状から見て施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への収容のための措置を講じ、または他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じる。
- 2 施設の医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
  - 3 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
  - 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師又は入所者が通院した病院若し

くは診療所から当該入所者の診療上必要な情報提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

#### (機能訓練)

- 第18条 施設は、入所者等の諸機能の改善又は維持を図るため、計画的に機能訓練を実施する。
- 2 特に、目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練を行う。

#### (看護、介護)

- 第19条 看護及び介護は、入所者などの病状、心身の状態などに応じ適切に行うとともに、日常生活の充実に資するよう行う。
- 2 看護及び介護業務は、勤務時間割表に添って適切に実施する。

#### (食事等)

- 第20条 入所者などの食事は、栄養並びに入所者などの身体の状況・病状及び嗜好を考慮したものにするとともに、適切な時間に提供する。
- 2 入所者などの食事は、出来るだけ食堂で行われるよう努める。
- 3 施設は、1週間に2回以上入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 4 施設は、オムツを使用しなければならない入所者などのオムツを適切に取り替える。
- 5 施設は、適宜入所者などのためのレクリエーション行事を行う。

#### (衛生管理等)

- 第21条 入所者等の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 入所者などの療養生活にあてられる場所は、快適な療養生活が送れるよう次のことに努める。
- (1) 衛生知識の普及指導・生活習慣の確立
- (2) 定期的な消毒、定期的大掃除
- (3) 調理業務職員の定期的な検便の実施
- (4) その他必要なこと
- 3 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

#### (職員の会議、研修)

- 第22条 入所者の処遇に関するすべての職員は、定期的にケース会議を開き、職員の意思の統一や伝達及び入所者の正確な把握、問題点・課題に対する討議を行うことにより、入所者の処遇の向上に努める。
- 2 すべての職員は、入所者処遇向上のため研修などに積極的に参加し、職務遂行能力の水準を維持し、向上させるよう努める。

#### (相談及び援助)

第23条 施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (その他のサービスの提供)

第24条 施設は、適宣入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

- 2 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

#### (利用料)

第25条 施設は、施設サービスを提供した場合の利用料の額について、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証によりその1割・2割・3割いずれかの支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
  - (1) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる額
  - (2) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (3) 理美容代
  - (4) 食費および居住費
  - (5) 入所者が料金表記載の個人用の電気製品を持込み使用する際の電気料
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担せざることが適当と認められるもの
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供に当たって、あらかじめ入所者又は家族に対し内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得る。
- 5 施設は、施設サービスの開始に際し、利用料について具体的に明示する。
- 6 施設の利用料は別紙に定める。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

#### (施設サービス計画の作成)

第27条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、内容、留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に

- 対して説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
  - 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

**(施設サービスの取扱方針掲示)**

- 第28条 施設サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行う。
- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
  - 3 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
  - 4 施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
  - 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

**(掲示)**

- 第29条 施設の見やすい場所に、入所者などの守るべき規律・従業者の勤務体制・協力病院・利用料の明細等を掲示し周知する。

## 第五章 施設の利用に当たっての留意事項

**(規律の遵守)**

- 第30条 入所者は、施設内で次のことを守らなくてはならない。
- 1 入所者は、施設管理者・医師・支援相談員・看護職員・介護職員・理学療法士・作業療法士などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めること。
  - 2 入所者が、外出又は外泊しようとするときは、施設に届け出ること。
  - 3 入所者は、外来者と面会する場合は、施設に届け出ること。
  - 4 入所者は、施設の清潔・整頓・その他環境衛生保持のため、施設に協力すること。
  - 5 入所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又支援相談員に届け出ること。

**(施設内の禁止行為)**

- 第31条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- 1 宗教や習慣の違いなどで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - 2 喧嘩もしくは口論したり、泥酔するなど他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
  - 3 喫煙すること。
  - 4 故意に施設もしくは物品を破損したり、施設外に持ち出すこと。
  - 5 金銭又は物品によって、賭け事をすること。
  - 6 施設内の秩序を乱したり、安全衛生を害すること。
  - 7 無断で備品の位置を変えたり、形状を変えること。

#### (秘密保持等)

- 第32条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
  - 3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第33条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

#### (苦情処理)

- 第34条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 施設は、苦情対応の窓口として支援相談員と各介護職の役職者を置く。
  - 3 施設は、提供した施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

## 第六章 非常災害対策

#### (防災管理者)

- 第35条 施設の管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について、防火管理者を指名し（消防法第8条）、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水災害に対処する計画を立てる。
- 2 消防計画に沿って防災訓練と設備の改善を図り、入所者の特性に鑑み、非常災害に際して必要な具体的計画の樹立、避難、救出訓練の実施等の対策及び安全に万全を期す。

#### (避難訓練等)

- 第36条 施設の管理者及び防火管理者は、消防計画に従って、全職員に非常災害対策の教育を徹底する。
- 2 施設は、消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年2回以上実施する。又そのうち1回は、夜間もしくは夜間を想定した訓練を実施する。
  - 3 非常災害対策（地震等）の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民との連携を強めておく。

#### (非常食)

- 第37条 非常時の非常食備蓄は、3日分の食料を安全な場所に保管する。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第38条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### 第七章 その他施設の管理に関する事項

#### (管理者による管理)

- 第39条 施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### (管理者の責務)

- 第40条 施設の管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 施設の管理者は、職員に規定を尊守させるために必要な指揮命令を行う。

#### (地域との連携)

- 第41条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

#### (協力病院)

- 第42条 施設は、入所者などの病状の急変などに対応するため、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を以下の通り定める。
- |    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 名称 | 公益財団法人 積善会 曽我病院                      |
| 住所 | 神奈川県小田原市曾我岸148番地                     |
| 電話 | 【病院】0465-42-1630<br>【歯科】0465-42-1665 |

#### (事故発生時の対応)

- 第43条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止の為の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、施設サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。
  - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
  - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (会計の区分)

- 第44条 施設は、施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

#### (記録の整理)

- 第45条 施設は、施設及び構造設備・職員・会計・入退所の判定・入所者などに対する施設療養その他のサービスの提供に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

### （褥瘡対策等）

第46条 施設は、入所者に対し良質な施設サービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

### （身体の拘束等）

第47条 施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、身体的拘束適正化検討委員会を毎月開催し、その結果についてすべての職員に周知徹底を図る。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる項目を含んだ指針を整備する。

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

3 施設は、身体的拘束等の適正化のための研修を、新規採用時の他年2回以上開催する。

4 施設は、当該利用者または他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。やむをえず行う場合には、別に定める「身体拘束マニュアル」に記載の通り、

- ① 切迫性 当該入所者または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一次性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであることを全て満たし、「身体拘束に関する説明書」を用いて家族の確認を行い実施する。

5 身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の当該入所者心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

### （虐待の防止等）

第48条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 附則

この規定は、平成 12 年 3 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 12 年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 13 年 4 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 13 年 7 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 14 年 1 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 14 年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 15 年 2 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 15 年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 17 年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 18 年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 19 年 11 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 21 年 4 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 22 年 4 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 23 年 8 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 7 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 9 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月	1 日から施行する。
この規定は、令和 元年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月	1 日から施行する。